

○広報紙「広報かつやま」 広告掲載取扱要綱

(平成 20 年 3 月 21 日告示第 108 号)

改正 平成 21 年 3 月 31 日告示第 113 号平成 21 年 7 月 31 日告示第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が毎月 1 回発行する広報紙「広報かつやま」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

なお、ここでいう広告とは、この要綱に基づき広告掲載の対象者から広報紙に掲載する旨の申請があったものをいう。

(広告掲載の対象者)

第 2 条 広告の掲載をすることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団並びに公益法人及びこれらに類する者
- (2) 法人、公共的団体並びにその他の団体及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所及び店舗等を有する者
- (3) 勝山市工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び勝山市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止措置期間中でない者
- (4) 前各号のほか、市長が特に認める者

(掲載の範囲)

第 3 条 広報紙に掲載できる広告(以下「掲載広告」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

2 前項第 7 号に定める基準の詳細は、秘書・広報課長が別に定める。

(掲載広告の募集方法)

第 4 条 掲載広告の募集方法は公募とし、広報紙、市のホームページ等に記載することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(掲載の申込み)

第5条 掲載広告を希望する者(以下「申請者」という。)は、1回の申請につき6月を限度として複数月の申し込みをすることができる。なお、申請の受付は、先着順とする。

2 申請者は、広報かつやま広告掲載申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に掲載広告にしようとする版下を添えて、掲載希望月の前月20日までに市長に提出しなければならない。ただし、複数月で掲載希望の場合は、直近掲載希望月の版下を添えて当該月の前月20日までに申請し、直近掲載希望月以外の月の版下は、当該掲載希望月の前月20日までに提出しなければならない。

(決定通知書の交付等)

第6条 市長は、前条の規定に基づき申請書の提出があったときは、第2条及び第3条の規定に基づき掲載の可否を決定し、広報かつやま広告掲載(非掲載)決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第12条に規定する広告選定委員会の意見を聴き、広告掲載の可否を決定することができる。

3 市長は、やむを得ない事由がある場合に限り、既に決定された事項を変更することができる。

(掲載料の納入)

第7条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに当該掲載料を納入しなければならない。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、広告主が指定期日までに当該掲載料を納入しなかったとき又はこの要綱に反する行為があると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(掲載料の還付)

第9条 市長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、当該掲載料を還付する。

(掲載場所、規格及び掲載料)

第10条 掲載広告の掲載場所は、最終ページの最下段とする。

2 広告掲載の順位は原則として受付順とし、紙面の向かって右側から1番とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 広告枠は、広報紙1回の発行につき2枠までとする。

4 広告1枠の大きさは縦55ミリメートル、横85ミリメートルとし、その色彩はフルカラー(使用する色彩はプロセスカラーによる再現が可能なもの)とする。

ただし、市長が認めたときは、広報紙1回の発行につき1枠のみとし、その大きさは縦55ミリメートル、横180ミリメートルとすることができる。

- 5 広告1枠の掲載料は、広報紙1回の発行につき15,000円とする。ただし、前項ただし書の規定による広告1枠の掲載料は、30,000円とする。

(広告の版下入稿)

第11条 広告の版下に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告で作成する版下に係る一切の費用は、広告主の負担とする。
- 3 広告で作成する版下にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。
- 4 市長は、広告で作成する版下に係るデザイン、内容等については、広報紙のイメージを損なうことのないように、広告主と調整し掲載するものとする。広告主は、市長と版下のデザイン等の調整を行った場合、広報かつやま掲載広告の版下最終確認書(様式第3号)を提出しなければならない。

(広告選定委員会)

第12条 広告掲載の可否を決定するに当たり必要な審査を行うため、広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、副市長及び総務部長、企画財政部長、商工観光部長、市民・環境部長をもって構成する。
- 3 委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。

(委員会の会議等)

第13条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、市長が特に必要があると認めるときに委員長が招集する。ただし、委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

- 2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 7 委員長は、必要に応じ会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員会の庶務は、秘書・広報課において処理する。

(会議結果等の報告)

第 14 条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を市長に報告する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、掲載広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日告示第 113 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 31 日告示第 37 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

広報かつやま広告掲載申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

広報かつやま広告掲載(非掲載)決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条関係)

広報かつやま掲載広告の版下最終確認書

[別紙参照]